

**和光市社会福祉協議会へのご寄附及び会費は、【税制優遇措置】の対象です**

和光市社会福祉協議会は、寄附金控除ができる特定公益増進法人(社会福祉法人)です。本会に対する2千円を超える寄附金は、所得税、個人住民税、法人税において、優遇措置を受けられます。なお、会費という名目であっても特別会員、法人会員の社協会費は、対価性が認められないものに分類され、名称に関わらず寄附金として取り扱うことができます。

**《個人が寄附をした場合の税制優遇措置》**

|  |        |  |
|--|--------|--|
| <b>所得税</b><br>1・2 のどちらか有利な方を選択できますが、ほとんどの場合「2.税額控除」のほうが減税効果は大きくなります。 | 1.所得控除 | $(\text{その年の寄附金合計額} - 2,000 \text{円}) \times \text{税額} = \text{控除額}$<br>※寄附金合計額は年間所得の40%が限度  |
|  | 2.税額控除 | $(\text{その年の寄附金合計額} - 2,000 \text{円}) \times 40\% = \text{控除額}$<br>※寄附金合計額は年間所得の40%が限度<br>税額控除は所得税額の25%が限度<br><br>和光市社協は、租税特別措置法施行令第26条の28の2第3号に規定された要件を満たした法人として、和光市から「令和3年9月30日付 和地第160号」で令和3年10月12日から令和8年10月11日までの5年間、「税額控除対象法人」であることが認められています。 |
| <b>個人住民税</b>   | 税額控除   | 県民税: $(\text{寄附金額} - 2,000 \text{円}) \times 4\%$<br>市民税: $(\text{寄附金額} - 2,000 \text{円}) \times 6\%$ 合計 10%<br><br>※寄附金合計額は年間所得の30%が限度<br>寄附を行った翌年の1月1日に埼玉県(和光市)にお住まいの方は、確定申告を行うと、県民税(市民税)の税額控除が受けられます。  |

**《法人が寄附をした場合の税制優遇措置》**

|            |   |
|------------|---|
| <b>法人税</b> | 本会に寄附された法人(株式会社、有限会社、社会福祉法人、医療法人、社団法人、学校法人、認定NPO法人など)は、確定申告によって次の限度内で損金算入ができます。<br><br>特別損金算入限度額(法人税法第37条第4項該当)<br>$(\text{資本金等の額} \times \text{当期の月額} / 12 \times 3.75 / 1000) + \text{所得金額} \times 6.25 / 100 \times 1/2$ |
|------------|---|

詳しい内容等につきましては、税務署にお問い合わせください

**《税制優遇措置を受けるための手続き》**

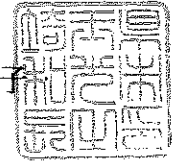
税務署にて確定申告を行ってください(年末調整では還付を受けることはできません。)その際には、本会からお渡しした「領収書」と「税額控除に係る証明書(写し)」を添付する必要がありますので、確定申告まで大切に保存してください。

(様式5)

和地第160号  
令和3年9月30日

和光市社会福祉協議会  
会長 木田 亮 様

和光市長 柴崎 光子



税額控除に係る証明書

貴法人が、租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の二第一項第三号に規定する要件を満たしていることを証明します。

本証明書に係る有効期限は、下記のとおりです。

記

(有効期限)

令和3年10月12日から令和8年10月11日まで